

# 経営者保証に関する取組方針

当金庫は、経営者保証に関する取組方針を以下のとおり定めました。

## 保証契約について

当金庫は、法人のお客さま向けのご融資に際し、以下の要件について将来にわたって充足するか確認し、経営者保証を求めない可能性について検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていないか
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断しうるか
- ④ 法人から適時適切に財務情報が提供されているか

上記要件の充足状況を確認した結果、保証契約をお願いする場合には、以下の内容について丁寧かつ具体的に説明いたします。

- ① どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか
- ② どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか

## 事業承継時の取り扱いについて

当金庫は、事業承継時に前経営者、後継者の双方から二重で保証を求めることはいたしません。また、前経営者が負担する保証債務は後継者に当然に引き継いでいただくのではなく、後継者の保証の必要性を改めて検討いたします。

## 保証契約の見直しについて

当金庫は、お客さまから既存の保証契約の変更・解除のお申し入れがあった場合は上記の①～④の要件に即して、改めて経営者保証の必要性について検討を行い、その結果について、丁寧かつ具体的に説明を行います。

## 保証債務の整理について

当金庫は、お客さまから保証債務整理のお申し入れがあった場合や、万一、保証履行を求める場合には、お客さまの資産状況などを勘案した上で、履行請求の範囲を検討し、保証債務免除の要請について適切かつ誠実な対応に努めます。

以上